

定額給付金 子育て応援特別手当 内容を紹介します

市では、政府が緊急景気対策、生活対策として実施する「定額給付金」「子育て応援特別手当」について、副市長を本部長とする定額給付金等推進本部を先月設置し、給付方法や課題の検討を重ねてきました。

現在、国の予算関連法案の成立を受け、迅速かつ確実に市民のみなさんに給付できるよう、準備を進めています。

◆対象は誰なの

平成21年2月1日を基準日として、住民基本台帳に記載、または外国人登録原票に一定の要件で登録されている方です。

一方、子育て応援特別手当については、平成14年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた子で、18歳以下の子のうち第2子以降の子が対象となります。

◆いくら給付されるの

定額給付金は18歳以下の方と65歳以上の方が一人あたり2万円、19歳から64歳までの方が1万2000円です。

子育て応援特別手当は対象者1人につき3万6000円です。

◆申請の手続き方法は

給付に必要な申請書や手続き方法などを記載した文書を市民のみなさんへ3月中旬に郵送します。

申請書に必要な書類を添えて「郵送」または「窓口」で提出していただいた後、口座振込

(4月中旬以降)により給付金をお受け取りいただくこととなります。

振り込み詐欺にご注意を！

定額給付金・子育て応援特別手当をかたつた「振り込み詐欺」や「個人情報悪用した犯罪」などにご注意ください。

市では、定額給付金・子育て応援特別手当の給付のために、手数料を求めたり、ATMの操作を市民に依頼し、お金を振り込んでもらうことは絶対にありませんので、不審な電話などありましたら、高山市警察署(32-0110)または定額給付金室へご連絡ください。

問合せ先

定額給付金室
36-3201
子育て支援課
35-3140

●給付対象者のイメージ図

Aさん世帯

世帯主の父 65歳以上
世帯主 Aさん
妻

世帯にいる子ども
生年月日が平成2年4月2日から平成17年4月1日までの子ども
生年月日が平成14年4月2日から平成17年4月1日までの子ども

1人目 2人目 3人目 4人目

子育て応援特別手当の対象となる子ども

定額給付金	
大人(65歳以上)	20,000円×1人=20,000円
大人(19~64歳)	12,000円×2人=24,000円
子ども(18歳以下)	20,000円×4人=80,000円
計 124,000円	
子育て応援特別手当	
対象の子ども	36,000円×2人=72,000円
計 72,000円	
合計	
定額給付金	124,000円
子育て応援特別手当	72,000円
124,000円 + 72,000円 = 合計 196,000円	

Bさん世帯

世帯主の母 65歳以上
世帯主 Bさん
妻

世帯にいる子ども
生年月日が平成2年4月2日から平成17年4月1日までの子ども
生年月日が平成14年4月2日から平成17年4月1日までの子ども

1人目 2人目 3人目

子育て応援特別手当の対象となる子ども

定額給付金	
大人(65歳以上)	20,000円×1人=20,000円
大人(19~64歳)	12,000円×2人=24,000円
子ども(18歳以下)	20,000円×3人=60,000円
計 104,000円	
子育て応援特別手当	
対象の子ども	36,000円×1人=36,000円
計 36,000円	
合計	
定額給付金	104,000円
子育て応援特別手当	36,000円
104,000円 + 36,000円 = 合計 140,000円	

Cさん世帯

世帯主 Cさん 65歳以上
妻 65歳以上

定額給付金	
大人(65歳以上)	20,000円×2人=40,000円
計 40,000円	